

令和 8 年度
高畠町 中小企業設備投資等補助事業
【公募要領】

令和 8 年 2 月
高畠町商工観光課

1 高畠町中小企業設備投資等補助金事業の概要について

(1) 目的

町内の中小企業者や他の市町村から本町に工場等を新設しようとする中小企業等を対象とし、時代変化への対応や企業の高度化に必要な新規立地や設備投資や施設の導入を支援し、競争力のあるものづくりや安定的な雇用の創出を図ることを目的とする。

(2) 補助対象者

次に掲げるいずれかに該当する者であること。

- ① 本町に本店又は主たる工場を有する中小企業、小規模企業者又はこれらで組織する団体であること。
- ② 他の市町村から本町に工場を建設する中小企業、小規模企業者又はこれらで組織する団体であること。

※ただし、大企業によって発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有されている場合は除く。

※「中小企業者、小規模企業者」… 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に定めるものをいう。

(3) 補助対象者の業種

(2)で規定する補助対象者の業種は、次のいずれかに該当する者とする

(ア) 鉱業、採石業、砂利採取業

(イ) 建設業

(ウ) 製造業

(エ) 電気・ガス・熱供給・水道業

(オ) 情報通信業

(カ) 運輸業、郵便業（鉄道業は除く。）

(キ) 卸売業、小売業

(ク) 不動産業、物品賃貸業

(ケ) 学術研究、専門・技術サービス業

(コ) 宿泊業、飲食サービス業

(サ) 生活関連サービス業、娯楽業（娯楽業は除く。）

(シ) 医療、福祉（保健衛生、社会保険、社会福祉・介護事業は除く。）

(ス) サービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教、外国公館は除く。）

(4) 補助対象外となる事業

(2)、(3)で規定する中小企業者等及び小規模企業者等が、次のいずれかの事業を実施するときは、補助対象者としなない。

(ア) フランチャイズチェーン契約又はこれに類する契約に基づく事業

- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可を要する事業
- (ウ) 政治活動・宗教活動にかかわる事業
- (エ) その他町長が適当でないと認める事業

(5) 要件

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- ・青色申告の法人又は個人であること。
- ・町税を完納していること。なお、他の市町村から本町に工場等の新設をする場合は、現在の住所地における税を完納していること。

(6) 補助対象事業及び補助対象経費

表1に記載する対象事業及び対象経費であること。ただし、対象事業費は税抜きの金額で考えるものとする。

【表1】対象事業及び対象経費

区 分	対象事業及び対象経費
所有型	<対象事業> 生産、開発及び整備又は販売及びサービス提供の用に直接供し、自ら所有する工場等の新設又は増設 (対象事業費1,000万円以上) <対象経費> (1) 固定資産の土地及び家屋の対象経費となる不動産の取得費 (2) (1) に付随する経費（土地造成費、測量費、設計費） (3) その他町長が特に必要と認める経費
設備投資型	<対象事業> 生産、開発及び整備又は販売及びサービス提供の用に直接供する償却資産の取得等 (対象事業費200万円以上) <対象経費> (1) 工場等の壁補強等内部造作 (2) 開発、整備及び生産事業の工程上又はサービス事業上必要な建物付属設備 (3) 生産性又は収益性向上に資する機械及び装置の購入（ただし、汎用性が高い機械、車両等を除く） (4) その他町長が特に必要と認める経費

(7) 補助率及び限度額等

表2に記載する補助率及び限度額の範囲内で補助を行う。ただし、国、県等から別に同種の補助金等を受けて実施する事業は、補助対象事業からその補助金等の額を除くものとする。また、対象事業費は税抜きの金額で考えるものとする。

【表2】 補助率及び限度額等

区 分	補助率及び限度額等
所 有 型	① 対象事業費の10%以内（上限500万円） ② 対象事業費の30%以内（上限500万円）
設備投資型	① 対象事業費の10%以内（上限300万円） ② 対象事業費の30%以内（上限300万円）

※②は次のいずれかの条件を満たす場合となります。

- (i) 経済産業省「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（ものづくり補助金）及び「中小企業新事業進出補助金」に応募し不採択となった事業者が投資計画をブラッシュアップし、申請した場合。
- (ii) 町が実施する人材育成事業への参加者を有する場合

※ 採択審査の過程において、予算額、総採択額、個別経費の内容を精査し、申請額・計画額より減額となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

(8) 事業期間

交付決定日から令和9年3月15日（月）までとする。ただし、所有型に関しては、3月8日（月）までの期間内に、自ら所有する工場等を新增設し、かつ、当該新增設に係る経費を負担する場合とする。

なお、令和8年度内の事業完了が困難な場合には、別途繰越承認申請書を提出することで、事業期間を令和9年度まで延長（1年以内）することができるものとする。

※ 最終の日付までに事業報告書を提出してください。

※ 交付決定以前に実施した事業については、基本的に補助対象外とします。

(9) 補助の制限

- ① 補助対象者は、複数の工場等の新增設により、複数回にわたって補助を受けることができる。この場合において補助限度額は、所有型にあつては20,000,000円、設備投資型にあつては10,000,000円とする。ただし、一補助対象者当たりの補助金は合計で20,000,000円を限度額とし、当該限度額から所有型にあつては10年、設備投資型にあつては5年を経過した補助金交付額を差し引いた額を補助限度額とする。

- ② ①に規定する限度額の算定には、高畠町製造業経営革新事業費補助金交付要綱（平成24年4月告示第72号）において交付を受けた補助額を含めるものとする。

※ 各企業の限度額については、町商工観光課へお問い合わせください。

2. 申請手続きの概要

(1) 申請先及び問合せ先

高畠町商工観光課 商工ブランド戦略係 担当：齋藤 TEL 52-2019 FAX 52-1543 Eメール syoukan@town.takahata.yamagata.jp

(2) 受付期間

令和8年2月19日（木）～令和8年3月10日（火）午後5時必着

持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出書類

表3に記載する提出書類を各1部提出すること。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがある。また、提出書類等の返却はしない。

【表3】提出書類

提出書類	提出部数
① 高畠町中小企業設備投資等補助事業 事前申出書 ② 高畠町中小企業設備投資等補助事業 計画概要書 ③ 企業概要書 ④ 事業に係る見積書の写し ⑤ 設備の図面、カタログ等 ⑥ 直近の納税証明書	各々1部

※ ①～③の様式は町のホームページよりダウンロードしてください。

(4) 審査

外部関係機関等で構成する「高畠町中小企業設備投資等補助金審査会」補助金交付の適否及び金額等を審査する。

(5) 通知

審査結果（採択または不採択）や内示金額については、審査終了後に補助対象者あてに通知する。採択となった申請者は別途、「高畠町中小企業設備投資等補助金交付要綱」に基づく補助金の交付に係る手続きを行う。（下記補助金交付の手順を参照）

※ 採択となった企業へは補助金額の内示を行いますが、事業に着手するには、4月1日以降に補助金の交付申請書を提出し、町からの交付決定通知を受領する必要があります。

3. 補助金交付の手順

補助金の申請等については、以下の手順に沿って実施すること。

手順	概要	スケジュール
①応募	本公募要領や補助事業の要綱を確認の上、必要書類を揃えて、町へ提出してください。	令和8年2月19日～ 令和8年3月10日
②審査	事前申出書の内容を審査し、補助金の採択の可否、内示額の決定を行います。	令和8年3月下旬
③補助金交付の申請	交付申請書（事業計画・収支予算書）を作成し、必要書類を揃えて、に町へ提出してください。	令和8年4月1日～ 事業に着手する2週間前
④交付決定通知書の送付	書類審査の後、町より交付決定通知書を送付します。	交付申請受領後約1週間後に送付
⑤事業の実施	<u>交付決定通知の日付以降に</u> 、発注・契約・着工等を行ってください。	交付決定日～令和9年3月まで
※事業の変更申請	計画していた事業に変更が生じた場合、変更申請書（任意様式）を作成し、提出してください。 （例） 購入する設備の型式や金額が変わった。 （例） 国や県の補助事業の採択を受け、町の補助金額が変更になった。	変更した事業に着手する2週間前
※変更決定通知の送付	書類審査の後、町より交付変更決定通知書を送付します。	交付申請受領後約1週間後に送付
※補助金の繰越申請	別途様式を町に提出し、承認を受けてください（令和8年度内に事業が完了しない場合のみ）	令和9年1月8日まで提出
⑥実績報告書の提出	設備の導入や契約先への支払いや必要な手続きが完了したら、実績報告書を作成し、必要書類を揃えて、町へ提出してください。	事業完了後30日以内又は 令和9年3月15日のいずれか早い日付
⑦実地検査	町の担当者による実地検査を行います。	実績報告書提出後
⑧補助金額の確定・支払い	書類審査の後、町より額の確定通知書をお送りします。その後、指定の口座に補助金をお振込みします。	実地検査より約2週間～1ヵ月後

4. 注意事項等

(1) 補助事業者の義務

本補助金の交付決定を受けた場合には、以下の条件を順守することとする。

- ① 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、若しくは、補助事業を中止または廃止しようとする場合には、事前に承認を得なければならない。
- ② 補助事業の遂行状況について、町が状況の報告を求めた場合には、速やかに報告しなければならない。
- ③ 補助事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日を経過した日又は翌年の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- ④ 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ることとする。補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要する。また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は町に納付しなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合はその限りではない。
- ⑤ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければならない。
- ⑥ 補助事業が令和8年度内に完了しない場合には、令和9年1月8日まで繰越承認申請書を町に提出し、承認を受けなければならない。

(2) 財産の帰属等

補助事業を実施することにより知的財産権等が発生した場合、その権利は補助事業者に帰属する。

(3) その他の留意事項

補助金の支払いについては、通常は翌年3月15日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となる。特に必要と認められる場合、年度途中で事業の進捗状況を確認し、支出の支払いが済んでいることを確認した上で当該部分に係る補助金が支払われる（概算払）場合もある。

5. 問い合わせ先

〒992-0392

高畠町大字高畠436番地

高畠町商工観光課 商工ブランド戦略係 担当：齋藤

TEL 52-2019

FAX 52-1543

eメール syoukan@town.takahata.yamagata.jp